

平成30年10月23日

美里町長 相澤清一 殿

美里町上下水道事業経営審議会
会長 金子浩一



水道料金の改定について（答申）

平成30年8月6日付けで諮問があった件について、審議を行った結果、本審議会として意見が集約されたので、下記のとおり答申する。

なお、今後の水道事業の経営に当たっては、引き続き「安全で安心な水の安定供給」を確保し、より一層の経営努力をされるよう申し添える。

記

1 料金改定

水需要の動向、企業債の償還、石綿セメント管などの老朽管更新事業と耐震化事業などの必要性及び水道事業の今後の経営状況から判断すると、水道料金を改定することが必要であると考えます。

2 料金算定期間

料金算定期間を平成31年10月から平成36年3月までの4年6か月間とする。

3 料金改定率

平均改定率約12%、約14%、約16%による財政シミュレーションを検討した結果、平均改定率約14%の引き上げとすることが妥当であると考えます。

4 料金体系

- (1) 水需要の増減に収入が影響を受けない料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を現行の30%から35%へ高めることが妥当であると考えます。
- (2) 従量料金は均一料金制が原則と考えるが、基本料金の割合を高めたことから、水量10m³以下の従量料金を負担軽減するため逡増制を維持することが妥当である。

5 経営における基本目標を次の3点とし、経営の安定化を図ること。

(1) 単年度黒字の維持

収益的収支の黒字化を維持する。

(2) 企業債残高の縮減

負担を次世代に先送りしないよう、企業債の発行額は、元金償還金の範囲内とし、企業債残高を着実に縮減させる。

(3) 資金残高の確保

現金預金の適正残高の水準は、おおむね給水収益と同額程度とされていることから、将来的には現金預金残高の目標を給水収益の1年相当分の額を超える額とする。

6 水道料金表（案）

水道料金表（案）については、次のとおりとする。

（税抜）

| 水道メーター 口径 (mm) | 基本料金 | 水量料金 (円/m ³ /月) | |
|-------------------|----------|----------------------------|-----|
| | | 月当たり使用水量 | |
| | 金額 (円/月) | 1～10 | 11～ |
| 13 | 1,080 | 203 | 210 |
| 20 | 2,310 | | |
| 25 | 3,880 | | |
| 30 | 6,250 | | |
| 40 | 12,710 | | |
| 50 | 23,940 | | |
| 75 | 65,960 | | |
| 100 | 72,280 | | |
| 150以上 | 町長が定める額 | | |
| 集会所用 | 460 | | |
| 臨時用 | | 684 | |

7 付帯意見

(1) 料金改定の周知

料金改定は、住民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、実施までに十分な周知期間の設定及び周知活動を行い、水道料金の引き上げの必要性や水道施設等の整備計画について丁寧に説明し、住民の理解が正しく得られるよう努められたい。

(2) 水道料金見直しの定期的な検討

今後の経営状況などを踏まえ、水道料金見直しの必要性を定期的に検討すること。